

1 災害時ヘリコプター臨時離着陸場候補地

No.	名 称	所 在 地	所有者	着陸展開面 (m) × (m)	現況	避難場所等 の指定	備考
1	富士森公園	台町 2 - 2	市	140 × 80	陸上競技場	有 (広域避難場所)	・大規模救出救助活動拠点(陸自可)
2	拓殖大学グラウンド	館町 815 - 1	民	60 × 60	運動場	有 (広域避難場所)	・陸自可 ・平成 20 年度総合防災訓練で離着陸確認
3	滝ガ原運動場	高月町 2401	国		運動場	無	・大規模救出救助活動拠点(陸自可)
4	西寺方グラウンド	西寺方町 713	都	160 × 120	運動場	無	・西南 80m に二階建住宅あり ・陸自(大型可)
5	共立女子学園八王子キャンパスグラウンド	元八王子町 1 - 710	民	90 × 180	運動場	無	・西 80m に観覧席 18m あり ・陸自可
6	市立由木中学校	下柚木 2 - 34 - 2	市	80 × 100	校庭	有 (一時避難場所)	・北 40m に 5 階建校舎あり ・陸自可
7	清川河川敷広場	清川町 19 先	都	80 × 100	広場	有 (広域避難場所)	・平成 20 年度総合防災訓練で離着陸確認
8	大塚公園	松が谷 66	市	80 × 60	公園	無	・72,956 m ²
9	元横山町 2 号河川敷広場	田町 4 先	国		広場	有 (広域避難場所)	
10	北野多目的広場	北野町 595-4	市		広場	無	・大規模救出救助活動拠点(陸自可)
11	片倉つどいの森公園	片倉町 3506	市	50 × 50 60 × 50	広場	無	
12	上柚木公園	上柚木 2-40-1	市	157 × 70	運動場	無	・大規模救出救助活動拠点(陸自可)

2 ヘリ離着陸場の開設方法

八王子市が、開設するヘリ離着陸場の開設方法は、次のとおりである。

—————地 表 面 —————

舗装された場所が最も望ましい。
 グラウンド等の場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。
 乾燥しているときは、十分に散水をする。
 草地の場合は、硬質、低草地であること。

3 ヘリコプター発着場基準及び標示要領

区分	条件	標 準
発 着 基 準	OH - 6 D (小型機)	
	OH - 1	
	UH - 1 H (J) (中型機)	
	UH - 6 0 J SH - 6 0 J SH - 6 0 K (中型機)	

資料 4-5 臨時ヘリポート設置予定地及び発着場指定基準

	<p>CH - 47J CH - 47JA (大型機)</p>	
	<p>EC - 225</p>	
<p>表示要領</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 着陸点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる <ol style="list-style-type: none"> (1)布製 (2)風速25m/秒に耐えられる強度 	